

提出日：西暦 2013年5月21日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：中村 朗子

研修テーマ	法律事務所職員研修(基礎研修)
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	KKR ホテル名古屋
受講期間	2013年5月20日 13:30~15:15
研修内容	資料の取り寄せ
研修の成果 及び感想	<p>21世紀法律事務所の事務職員(日栄真美さん)の講義。</p> <ul style="list-style-type: none">・各種申請書類種別の説明と取り方のポイントを説明。 戸籍や住民票の取得時には書類送付書がポイントとなる。「何が欲しくて、何をしたいのか」を書き、相続事件などでは「他の相続人の戸籍があれば欲しい」と事務員の名前を併せて記載すると、自治体から電話がかかってきて処理スピードがあがる。・登記事項証明の取得方法と取り方について。 手数料はよく変わる。オンライン請求の窓口交付が待ち時間ゼロで安く申請できるので、もし利用していない事務所があれば登録がおすすめ。なお、登記を取る際には共同担保目録を申請することを習慣化するように。これにより担保余力が知れたり、知れなかった不動産が判明することがままある。・固定資産評価証明書は他の証明書と異なり使用目的の証明が厳格であり、申請理由が記載の5つの理由以外だと委任状が必要となることもある。だが、未登記物件も記載されているため、訴訟において存在を証明することも可能な添付書類となりうる。・交通事故証明書の取得については、昨年より県警本部から自動車安全運転センターに変更。事故の種別により記録の保存期間が変わる。この書類は事故の当事者が依頼者本人の場合は、インターネットですぐに取得可能なため、事務所が委任状をもって取得するよりも本人に依頼した方が早くて簡単。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録の謄写は謄写室で次回期日順に行われるため必ず期日を入力すること。また、当日の場合でも対応してくれることもあるので、諦めずに電話連絡をする。名古屋簡裁では書面による調書はなく、ほぼ音声のため記録媒体を提出すれば可能で手数料は不要。 レントゲンフィルムの謄写の際には形態(フィルムか画像か)や目的によって申請場所が異なり手間がかかるため要注意。 ◎基本的に、書類の取寄手順等は法律が頻繁に変わるため覚える必要はなく、センスが大事となる。そのセンスを身につけるには、今まで取得したことがない書類などがあれば面白がって貪欲に対応すること。どんどん経験を蓄積させていくと、何が準備に必要でどこに聞いたら良いのかなど、的外れなことはなくなる。
添付資料	レジュメ / 説明用資料(各種申請書類写し)
受講者	矢野さん、中村